

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第19回 豊島区景観審議会デザイン検討部会
事務局(担当課)		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和2年2月20日(木) 15時00分～17時00分
開催場所		としま区民センター502会議室
会議次第		1. 開会 2. 議事 議事1: 景観事前協議案件について① 議事2: としまキッズパークについて 議事3: 色彩基準の適用除外について 議事4: 景観事前協議案件について② 議事5: 豊島区景観資源の指定について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	後藤 春彦(早稲田大学大学院創造理工学研究科教授)・志村 秀明(芝浦工業大学工学部建築学科教授)・村木 美貴(千葉大学大学院工学研究院教授)加藤 幸枝(有限会社クリマ取締役)
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者		0名

1. 開会

2. 議事

議事 1 : 景観事前協議について①

(事業者)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(加藤委員)

- ・ 12、13ページの立面図の仕上げの部分について、凡例で示す4色が具体的に建物のどの部分に該当するか教えてください。

(事業者)

- ・ 凡例一番左の5Y7.5/1は、水平に通っています庇です。その次のN4.5は一番目立つグレーの色です。凡例でハッチのある白色は、その下の低層部のフレームの色です。

(加藤委員)

- ・ 最後にご説明いただいたものは着色ですか、素地ですか。

(事業者)

- ・ 白に近い塗装です。凡例で4番目のN7.7というのは、ドライエリアの壁やコンクリート色を想定しています。

(志村部会長)

- ・ この建物は、学習院大学の中で一番中心となる建物という位置づけになるのではないのでしょうか。今回のプランでは、キャンパス全体の計画や、デザインコードといったものは踏まえたのでしょうか。

(事業者)

- ・ 明確なデザインコードがないと聞いています。時々に応じてそれぞれの建物を建てているようです。
- ・ ただ、東1号館の北側にある図書館が、前川國男の設計した建物であったり、東2号館が菊竹清訓の設計であったり、建物ごとに性格がそれぞれ異なっている状況です。その中で、今回の計画のコンセプトとしては、緑をどう見せるか

ということに重点を置いて設計しています。

- ・今回新しく図書館ができることを踏まえ、大学では前川國男設計の大学図書館についても新たな用途を考えているようですので、今回の東1号館を皮切りとして、大学側に対してはこの中庭を中心としたキャンパス整備を提案していきたいと思っています。

(後藤委員)

- ・いわゆるピラミッド校舎はどこにあったのでしょうか。

(事業者)

- ・現在、中央教育研究棟と書かれているところあたりにありました。現在は記念碑だけがあります。

(後藤委員)

- ・今回の建築物のデザイン自体は良いと思いますが、全体計画が明確でなかったりデザインコードがなかったりすることについては、今後キャンパス全体のデザインに影響が出てくるのではないかと不安になります。

(事業者)

- ・このキャンパスについては、回遊性が余り無いという印象があります。西5号館（本部）や食堂あたりにたくさんの学生がいるのですが、キャンパスの奥の方は割と静かな印象があります。
- ・もちろん、静かな部分があるということ自体は、良さでもあると思います。その一方で、図書館には学生たちを引き寄せて“集まりの場”としてキャンパスの活性化につなげていきたいと思い、今回の足元のデザイン等を考えております。

(志村部会長)

- ・今回手を入れる北1号館と北2号館の間の中庭は、学生のアクティビティづくりという観点から大変重要なものです。
- ・既存の樹木をある程度残す方向との説明がありましたが、この条件を踏まえつつ、また、キャンパス全体の計画の関係から、この場所でどのような量・質のアクティビティを実現するかの検討が重要になると考えています。その中では、お話しておりますとおり、キャンパス全体のこの先を見据えることが不可欠になるのではないのでしょうか。

(後藤委員)

- ・ぜひ、このデザイン検討部会の意見も参考にさせていただいて、マスタープラン

の必要性について大学側に働きかけてはいかがでしょうか。

(志村部会長)

- ・ それでは、皆さんからご意見がおおむね出されたと思いますので、今後の景観アドバイザー会議において、引き続き協議をお願いします。ぜひ、この景観審議会デザイン部会をうまく使っていただいて、今後いい方向に進めていただければと思います。

議事 2 : としまキッズパークについて

議事 3 : 色彩基準の適用除外について

※関連する議案のため、一括して審議した

(公園緑地課)

< 議事 2 : 資料第 1 号及び参考資料第 1 号を説明 >

< 議事 3 : 資料第 1 号及び参考資料第 1 号を説明 >

(志村部会長)

- ・ キッズパークは、今年 7 月にオープンして以降、いつまでの使用を想定されているのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・ 令和 5 年度 3 月までをひとまず予定しております。ただし、他の市街地再開発事業のスケジュールとの関係から後ろ倒しとなる可能性はあります。

(志村部会長)

- ・ バスステーションの場所は、平面図でどこに位置するのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・ 配置図でアートサインと書いてある場所を想定しています。もともとは記載のとおりアートサインの設置も考えていましたが、イケバス等で防災公園にいらっしやっただ方のメーンゲートとして、本案のとおり整備したいと考えております。

(後藤委員)

- ・ I K E B U S が通る並木道は道路でしょうか。

(公園緑地課)

- ・公園の中の通路であり、道路ではありません。

(後藤委員)

- ・この通路と東京国際大学は、塀や柵で仕切られているのでしょうか。

(事務局)

- ・プロポーザルで東京国際大学を選定しましたが、その提案の中では仕切りはないと聞いています。

(村木委員)

- ・キッズパーク周囲のフェンスはどのような材質でしょうか。平面図ではショップなどが道路に面しているようですが、赤いものが通路からも見えるのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・ご質問の部分は入口のところかと思いますが、そちら側は少し赤くなりますが、そのほかは、ほぼ木の色が出てくるというような形で考えております。

(村木委員)

- ・中が見えないようなタイプのフェンスなのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・中が全く見えないことについては、防犯上の議論もありますので、ほぼ木で覆われているような形になる一方、ところどころに透けるような形のものを設けて、外から中を一部見える形を考えております。

(志村部会長)

- ・透けない部分の材質は木ですか。

(公園緑地課)

- ・ご認識のとおりです。

(志村部会長)

- ・内側は天然の木を赤に塗るのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・ご認識のとおりです。

(村木委員)

- ・外側についても、北側は18メートルほど赤いということですよ。

(後藤委員)

- ・フェンスの内側は4面とも真っ赤ですよ。

(公園緑地課)

- ・一部を除き、ほぼ赤で塗る予定です。

(志村部会長)

- ・少し違う質問になりますが、I K E B U Sで4つの公園を結ぶという説明がありました。どのような方たちを利用者として想定しているのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・多くの区内の方に乗車いただきたいと思っておりますが、最大でも時速19キロでしか走らないという部分もありますので、豊島区を周って観光していただくためのバスという位置づけが大きいと思っております。
- ・また、週末を中心に各公園で様々なイベントの開催が予定されておりますので、I K E B U Sでこれらイベントを回っていただきたいという思いもあります。

(志村部会長)

- ・そうすると、区内に限らない広域的な範囲からの乗客を想定されているということですね。

(公園緑地課)

- ・区内だけというよりは、外国の方を含めて、もう少し幅広いところ方々にもご利用いただきたいと考えております。
- ・また、現時点では始まってはおりませんが貸切運行も考えているようで、今後においては、この公園だけじゃない場所も回れるような体制をとるという話を聞いております。

(志村部会長)

- ・非日常的な利用は別として、週に何回も来るような日常的な利用では、子どもたちの色彩感覚が心配される面もあります。いずれにせよ、区の設置する公園として、多様な人々が使えることの重要性について、どのように考えていますか。

(公園緑地課)

- ・インクルーシブの考え方を取り入れながら検討を行ってきました。障害を持った方々をはじめとして、すべての方が同じように遊べるような空間をつくりたいという思いのもと、今回のミニトレイン等の乗車性に配慮したほか、その他のところもすべての方が一緒に遊べる空間づくりに配慮しています。

(志村部会長)

- ・今の説明は、インクルーシブではなくてバリアフリーという語句を使うべきだ

ったと思います。社会の中には多様な方々がいらっしゃいます。キッズパークがこのような非日常的空間であることによって、かえってここに来づらくなる方たちが生じるかもしれない、ということを考えることがインクルーシブの考え方ではないでしょうか。

(公園緑地課)

- ・インクルーシブという語句の使い方が良くなかったかもしれません。障害を持つ方々の団体とも話しをしながら計画の検討を行ったということを述べたかったのであり、その他の要素を考えていないというわけではありません。
- ・いずれにせよ、少なくない区内の公園が、障害を持った方にとって使いづらいという現状がございます。こうしたことを踏まえ、障害をお持ちの方々にとって少しでも使いやすい公園づくりの第一歩として、本公園を位置づけたいということも考えています。

(後藤委員)

- ・キッズパークについて、子ども以外の人が入らないように入場者をチェックするような場所を設けるのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・図面右下にあります“メインエントランス”及び“サブエントランス”に入口を限り、この場所への係員の配置を考えております。

(後藤委員)

- ・中学生だけの入場は断りつつも、子どもに同伴するお父さんやお母さんの入場は許可するということですね。

(公園緑地課)

- ・ご認識のとおりです。

(後藤委員)

- ・インクルーシブの考え方とは逆の運用ですね。
- ・利用者を子どもだけに絞るというコンセプトが本当に正しいのかは、議論としてあるのではないのでしょうか。おじいちゃん、おばあちゃんと子どもが一緒になって使うことができるような、多世代に利用いただける公園の方がより望まれるのではないかと思います。

(公園緑地課)

- ・子どもの同伴者として、お父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが来ていただく部分は構わないと考えております。

(後藤会長)

- ・その同伴者が中学生のお兄ちゃんだったら、という問題はありますね。

(村木委員)

- ・ミニトレインというものを走らせたり、入口にセキュリティを設けたりしておりますが、この施設は有料なのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・以前は有料も考えましたが、現時点では無料の予定です。

(後藤委員)

- ・キッズパークについて、豊島区の景観条例等における規定を逸脱している部分はあるのでしょうか。

(事務局)

- ・キッズパークについては、特段抵触するところはないものと考えております。
- ・一方で、防災公園バスステーションの物見台については、色彩基準が及ぶ建築物となり、この基準を超過する色彩計画となっております。したがって、3月に開催する審議会で本件に係る色彩基準の適用除外を受けたいということで、事前にご説明差し上げているところです。

(加藤委員)

- ・景観条例等の規定に抵触しないから意見は述べられないのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・本プランは確定したものではありませんので、今後の検討の参考にするため、是非ともご意見はいただきたいところです。

(加藤委員)

- ・まず気になったのは、素材や仕上げが全く分からないということです。“赤”という説明ありましたが、木の質感を生かした塗料なのか、または、べったりペンキで塗るのか。こうしたことが分からないので、判断のしようがありません。また、A4の資料では木の質感を生かした「すべて木で作られた優しい想いを感じて遊べる」という記述がありますが、パースや図面では質感の無いただ赤だけの空間のように見え、説明との齟齬があるように感じました。
- ・また、キッズパーク内部は外からあまり見えないという説明もありましたが、向かいの東京国際大学から見下ろすと中が丸見えになります。視点場からの検証を踏まえた上で、検討を進めた方が良いように思います。
- ・さらに、これを有料としてテーマパーク的な位置づけにするのならば別ですが、

多様な方が使われる広く開かれた公共施設として、そのデザインが相当に個性の強いことについては、たとえ暫定的な施設とはいえ疑問に思います。

(村木委員)

- ・暫定的な施設には余りお金をかけないのが通常ではないでしょうか。やがて取り壊すこと、また、色彩が子どもへ与える影響等を踏まえているのであればよいのですが。

(事務局)

- ・区長等が議会で説明する際には、暫定と言いながらも、施設の移設も考えられるので、それなりのものをつくるということを申し上げました。

(後藤委員)

- ・暫定利用期間終了後の利用について、何か予定があるのですか。

(事務局)

- ・ここはもともと再開発の種地です。UR都市機構が所有していますが、再開発に向けた検討にもう少し時間を要する状況ですので、現在の保健所部分を5年間貸していただいています。また、残った敷地についても同じく5年間貸していただき、この1,000平米でキッズパークをつくったということです。

(後藤委員)

- ・保健所についても、いずれは立ち退きが必要なのですね。

(事務局)

- ・保健所は、区役所の隣で検討が進む再開発ビルの中に入る予定です。

(後藤委員)

- ・議会はどのような反応でしょうか。

(事務局)

- ・無駄遣いではないか等の厳しいご意見もいただいております。

(公園緑地課)

- ・赤の色については、IKEBUSの赤と全く同じような色を想定しております。素材が異なるところではありますが、試し塗りをしながら、できる限りIKEBUSの赤と同色を考えております。

(後藤委員)

- ・IKEBUSは動くから、アーバンモビールとしての楽しさ、にぎわいというものを提供すると思います。他の委員からもあったように、本件物見台は動かない上に面なので、相当にインパクトが強いと思います。

- ・赤が点状にアクセントとして並ぶ分には、まだあり得ると思いますが、面のすべてが赤であることは、景観の観点からは厳しいものがあると思いますね。

(加藤委員)

- ・赤を用いるのは入口周辺に限る、ということならまだ理解ができます。

(志村部会長)

- ・全体がアクセントとなっており、この中には構成的なものは無く、全部がランドマークになっています。図と地のような考え方が無く、かなり特殊なデザインと言わざるを得ません。このデザインが公共的なものかという点については大いに疑問が残ります。先ほど申し上げたとおり、インクルーシブとは大きく異なるデザインの方向性であり、再考の余地があるように思います。
- ・また、柵の仕上げ・材質について、IKEBUSのイメージに近づけるためには、木目がなくなるまで塗るということとなります。木の質感を活かせないという意味で、もったいないように感じます。暫定的な施設だからこそ、もっと積極的に木の感じを出すということを考えてもよいと思います。

(加藤委員)

- ・バスステーションをサインやモニュメントとして位置づけ、それに係る色彩基準の適用除外を認めるとしても、キッズパークとバスステーションとの関係について、相当の整理が求められるのではないのでしょうか。
- ・バスステーションが防災公園のアイストップとなったとき、それをしっかりと受け止める地となるべきところを見極める必要があると思います。

(志村部会長)

- ・議事3のバスステーションについてはいかがでしょう。

(村木委員)

- ・パースの3枚目を見ますと、階段もすべて赤く塗られているようで、まるで消防署ではないかと驚かされます。本来であれば、IKEBUSが走るバスステーションは、みな同じようなものであることが望ましいとは思いますが。それを踏まえて、本件と同様のバスステーションが街の中にいくつか出てくることの是非が、今回の適用除外を認めるか否かに関係するのではないかと思います。

(都市計画課長)

- ・展望台のバスステーションを整備するのはこの場所だけを想定しております。その他のバス停は、区役所の下も同様ですが、パース記載のとおりタイプで整備しています。

(後藤委員)

- ・本来であれば、パースにあるカフェのような建築物と一体化させることが望ましいように思いますが、それぞれ設計者が異なるから困難だったのでしょうか。

(加藤委員)

- ・物見台については、並木の間にある公園のプロムナードにおける、アイストップサインやモニュメントアートという位置づけで、色彩基準の適用除外を認めるという考え方はあり得るかと思います。
- ・だからこそ、良好な景観形成の観点からは、キッズパークの方について改善の余地があるのではないかと思います。

(後藤委員)

- ・物見台1階部分の開口部について、他の3面と異なる位置に設けられているものがあります。これは死角を生じさせていませんか。
- ・また、平面図では、階段の下に3つほどトンネルがあるようですが、これはパースには反映していないのですか。

(公園緑地課)

- ・申し訳ありません。ご指摘のとおりパースには反映できていません。

(村木委員)

- ・この場での議論がふさわしくないかもしれませんが、そもそも、どのような理由からこのようなバスステーションが必要となったのでしょうか。展望台部分に約6メートル上がったからといって、必ずしも特別な景色が見えるわけではないでしょう。区民の方から、これを整備することについてのご意見等は無いのでしょうか。

(加藤委員)

- ・例えば、災害時にかまどとして利用できるなど、防災公園としての用途を持たせるなどの工夫はでき無いのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・この公園は災害時に一時避難場所になります。また、区の災害対策の拠点として、様々な物資が集まってくる場所と位置付けられておりますので、この物見台から全体を見渡すことによって、こうした物資の効率的な仕分けに資するようなことも考えられます。

(志村部会長)

- ・デザイン検討部会では、景観審議会に諮問するにあたって、色彩計画の説明の

前に物見台自体の必要性を改めてまとめていただくとともに、仕上げの詳細等の図面を揃えていただきたい、ということでまとめたいと思います。

- ・ それでは、皆様からのご意見などがおおむね出されたと思いますので、これを踏まえて、今後の検討を進めてください。

議事 3：景観事前協議について②

(事業者)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(後藤委員)

- ・ 防災公園との関係がどのようになっているかが関心事です。図面中のパーク・マネジメント・センターは、どのような機能を有するのでしょうか。

(事業者)

- ・ 具体的な運用に関する検討はこれからですが、現時点のイメージとしては、1階部分の受付カウンターにおいて、学生のアルバイト等が遊具の貸し出しや、プレイアドバイザーを行うことを想定しています。
- ・ また、“コンシェルジュカウンター”も計画しています。これは、東京国際大学には外国語の堪能な留学生が多いので、空港からのリムジンバスで到着された方等を対象に、言葉の問題等で困っている方のガイド等を行うものです。

(後藤委員)

- ・ パーク・マネジメント・センターは、平面図でどこに位置するのでしょうか。

(事業者)

- ・ 「雑木の庭」と書いてあるところの左上に風徐室ございます。ここを入った右上にあるL型のカウンターがそれにあたります。裏側には事務スペースがあり、様々な物品のストックを想定しています。

(後藤委員)

- ・ 防災公園で遊ぶためのフリスビーを貸してくれるようなイメージでしょうか。

(事業者)

- ・ ご認識のとおりです。

(後藤委員)

- ・また、断面図では、塀柵のようなものの記載があるのですが、資料17ページの防災公園とカフェの間にも、塀や柵があるのでしょうか。

(事業者)

- ・ご指摘のものは、樹木を置く位置の印です。

(後藤委員)

- ・では、塀とか柵に代わって樹木を設けるということですか。

(事業者)

- ・高さ1,200mmの柵を計画しています。

(後藤委員)

- ・その柵は常時閉まっているのですか。

(事業者)

- ・いえ、昼間は開いています。

(後藤委員)

- ・夜間には閉まるのでしょうか。

(事業者)

- ・ご認識のとおりです。
- ・夜間閉めるところだけを門扉で閉めるような形になっていきます。ただ、夜間広い範囲を高いフェンスや塀で囲うと周囲との一体性が無くなってしまうので、高さを1,200mm程度に抑えるとともに、その手前に植栽をする等によって、なるべくフェンスが目立たないような構成したいと思っています。

(後藤委員)

- ・平面図ではトイレが多くあるように見えますが、これはジェンダーフリートイレなののでしょうか。

(事業者)

- ・いえ、ジェンダーフリーにはしておりません。男女で分けております。

(後藤委員)

- ・女子のトイレが多いのはなぜですか。

(事業者)

- ・豊島区の施策と同様に、女性への配慮を図ったものと聞いています。

(後藤委員)

- ・平面図上、その上にあるのは自転車置き場でしょうか。

(事業者)

- ・ご認識のとおりです。あまり外に見せたくないという思いがあり、外からなるべく見えないように配慮を図っています。

(後藤委員)

- ・駐車場とカフェの間にあるものは何でしょうか。

(事業者)

- ・機械室やごみ置き場、機械設備の管理室等の裏方の機能です。

(志村部会長)

- ・セキュリティを確保する上で、フェンスはどうしても必要なのでしょうか。

(事業者)

- ・場所柄、夜間の完全開放には大学も懸念を示しており、セキュリティ確保のためにフェンスは不可欠なものと考えています。

(志村部会長)

- ・都市型キャンパスが増えており、これらの中には建物単位でセキュリティを切っているものもあります。
- ・防災公園との行き来を確保することが重要ではないでしょうか。大学にとっても、区民の方が気軽にキャンパスに入れることは良いことですよね。こうしたことを踏まえると、できる限りフェンスによるセキュリティが無い方が望ましいと考えます。

(事業者)

- ・セキュリティを切るのは夜間のみであり、また、昼間においても、四隅に加え主要な出入口は全て開放しております。その門扉も幅を広くとることで、入りにくい印象を避けるような計画にしたいと思っています。

(志村部会長)

- ・建物の入口でのセキュリティでも問題ないように思います。

(事業者)

- ・フェンスのない東京電機大学や芝浦工業大学等のキャンパスの視察はしました。
- ・しかしながら本計画地については、池袋の中心街にあります。また、既存のキャンパスも敷地単位でセキュリティを確保しています。こうした事情を踏まえ、フェンスの有無を含めて様々なバージョンを検討しましたが、大学側として望むセキュリティを叶えるとなると、このような形にならざるを得ないと考えています。

(村木委員)

- ・ 圧迫感軽減のため緑地等について様々な検討をされているのにもかかわらず、フェンスの存在が結果を妨げている感じがします。
- ・ また、敷地周囲のフラッグについて、国際大学だからフラッグが多いということ自体は理解できますが、例えばワシントンDCにあるような大規模建築物の周辺にいるような、硬い印象を周囲の方に与えないか心配です。
- ・ 加えて、フェンスの存在がさらに硬い印象を与えることを踏まえると、留学生の国を示す国旗という考え方自体は理解できますが、フラッグの要否については再考の余地があるように思います。

(事業者)

- ・ フラッグについては、既存キャンパスも設置している大学のこだわりの部分です。設置しないということは難しいです。

(後藤委員)

- ・ 私たちがサクラを見て喜ぶように、例えば南半球から来た留学生は、ジャカランダを見て嬉しい気持ちになるのでしょうか。

(加藤委員)

- ・ 全体的に見て良い計画だと思う一方、建物の4面にサインを表示するのは過剰ではないかと思えます。特に高層棟の上部で光るものについては、周囲で増えつつあるマンションも含めて同様のサインは見当たりませんので、周辺環境との調和の観点から検討の余地があると思えます。
- ・ 加えて、サインの表記が漢字ですが、英語にすることは難しいのでしょうか。

(事業者)

- ・ ご指摘の双方についても大学側とは議論を重ねました。特に表記については、Tokyo International UniversityのTIUという表記等も案としてありましたが、箱根駅伝等でも同じ書体であることや、留学生に対して日本的なのよさを伝えたいという思いから、隷書体での表記は大学のこだわりとしてあり、表記の変更は難しいです。

(加藤委員)

- ・ そうだとしても、特に高層部については、景観への配慮が必要です。高層部の表示が必要ということであれば、例えば色は使わない等の検討を行っていたきたいと思えます。サインは、基本的には建物の顔となる場所に1つ表示することがセオリーだと思います。

(後藤委員)

- ・高層部のこの高さに屋外広告物の掲出はできるのですか。

(事務局)

- ・都市開発諸制度を用いる案件では表示する高さ等に規制がかかりますが、本件については大きさが決まっているだけです。

(志村部会長)

- ・大学側の思いは理解できる面もありますが、大学の格式のようなものを作り過ぎている印象があります。例えば防災公園で遊ぶためのフリスビーの貸し出しを行う予定とは伺っていますが、区民の方がどれだけこの大学に親しみを持てるかを考えると、まだまだ本計画は周囲の方に身構えさせてしまう要素があるように思います。
- ・周辺環境と一体なった大学ということを考えると、まだ改善の余地はあるのではないかと思いますので、ただいまありましたご指摘を踏まえて、大学側との話し合いも行ってください。
- ・それでは、この議論を踏まえて、景観アドバイザー会議等で引き続き協議を行ってください。

議事4：景観資源の指定について

(事務局)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(後藤委員)

- ・今後の指定の方向性としてはどのようなものを想定していますか。

(事務局)

- ・昨年度に実施したアンケートである景観百選には、40件ほどの案件があります。今年度は“営み”と公共施設の指定を考えておりましたが、結果的に“営み”のみの指定となりましたので、次年度以降においては、道路等の公共施設を指定していきたいと考えているところです。
- ・指定件数としては、一度に多くの指定を行うとネタ切れになりますので、毎年2件ほどずつの指定を考えております。

(後藤委員)

- ・今回の場合は、この所有者・主催者がはっきりしていますが、そうでないケースはないのでしょうか。

(事務局)

- ・景観百選の中にも、“〇〇の眺め”のように所有者を特定しづらいものがあります。景観条例の規定では、指定に際して事前に所有者や主催者の同意を得ることが必要ですので、そうしたものについては、景観資源としての指定は難しいと考えています。

(後藤委員)

- ・都道や国道の指定に関する同意はどのように取るのでしょうか。

(事務局)

- ・それぞれの道路管理者から得ます。

(後藤委員)

- ・都道であれば都知事の同意を得るということですか。

(事務局)

- ・ご認識のとおり、権限を持つ方からいただくこととなります。

(後藤委員)

- ・わかりました。本件指定に異存はありません。

(志村部会長)

- ・ただいまありました議論を踏まえ、今後の検討を進めてください。